

震災復興に向けた新たな行政運営の方針

I 東日本大震災からの復興にシフトした行政運営への転換

本県では、平成19年3月に策定した県政運営の基本的な指針である「宮城の将来ビジョン」を着実に推進していくため、これを下支えする行財政運営の確立に向けて平成22年3月に「行革推進プログラム2010（以下「行革プログラム」という。）」を策定し、「『富県共創』を支え地域が主役となる社会に対応した行政経営の確立」と「財政危機の克服」を目標として、行政改革に取り組んできました。

こうした中、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により本県は甚大な被害を被ったことから、震災からの復興を県の最優先課題として取り組むこととし、今後10年間の復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」（以下「復興計画」という。）を平成23年10月に策定しました。

「復興計画」では、「宮城の将来ビジョン」で示した将来像を震災を乗り越えながらも実現すべき目標とし、震災からの復興を行財政運営の最優先事項として取り組むこととしており、今後の行財政運営の基本方針を次のように定めました。

現下の県の最優先課題は震災からの一日も早い復興です。県政の停滞を招くことのないよう、県民に必要な不可欠なサービスの安定的供給と事業の着実な実施に配慮しながら、事務事業全体について大胆な見直しを行うことにより、可能な限り財源と人材を復興事業へ集中させ、重点的に取り組んでいきます。

これらを踏まえ、「宮城の将来ビジョン」及び「復興計画」の趣旨に沿って着実な復旧・復興を支える行財政運営の確立を目指した行政改革の取組に比重を移すこととし、県庁の総力を結集して、「復旧」にとどまらない抜本的な「再構築」を図るため、東日本大震災からの復興にシフトした行政運営への転換を図るものとします。

II 震災復興に向けた今後の行政運営に当たっての指針の策定及び対象期間

東日本大震災からの復興に向けて、その道のりは長く険しいものとなることから、職員全体が一丸となって震災復興に向けた取組を常に意識し、「宮城の将来ビジョン」及び「復興計画」の趣旨に沿った着実な復旧・復興を支えていくため、「復興計画」における「復旧期」に当たる平成23年度から25年度を対象期間とし、今後の行政運営に当たっての具体的な方針（「震災復興に向けた新たな行政運営の方針」。以下「新たな行政運営方針」という。）を策定します。

また、「新たな行政運営方針」の対象期間は、行革プログラムの対象期間と重なりますが、震災の影響を踏まえた行革プログラム本体の見直しは行なわず、現行のまま実施可能なものについて引続き取り組むこととし、その間の震災復興に最優先に取り組む県の方針として「新たな行政運営方針」を策定するものです。

なお、「復興計画」における再生期（平成26年度から29年度）及び発展期（平成30年度から32年度）については、その時点で「行革プログラム」の扱いも含めて改めて検討することとします。

Ⅲ 本方針に基づく取組

- 1 一層の選択・集中と最適化の推進～事務事業全体の大胆な見直しを中心に～
 - (1) 事務事業の再編・再構築
 - (2) 復興にシフトした行政運営に対応した体制づくり
- 2 一層の共創の推進～民間の知恵・力の活用と多様な主体との協働・連携～
 - (1) 民間活力の積極的な導入
 - (2) 協働共創社会実現に向けた多様な主体との連携の推進
- 3 早期の復旧に向けた行政活動の推進～サービス体制と情報発信力の強化～
 - (1) 被災者等に配慮した県民サービスの提供と現場対応力の向上
 - (2) 政策企画力を活かした政策提言・制度要望
 - (3) 各種情報の積極的な公開，発信
- 4 財源確保対策～着実な復興事業の実施に向けて～
 - (1) 国への働き掛け
 - (2) 独自課税の利活用
 - (3) 財政構造の再構築
 - (4) 収入未済の未然防止・縮減
 - (5) 公的資産のあり方の検討と有効活用
- 5 危機管理体制の再構築

Ⅳ 取組状況の公表

具体的な取組の状況については，宮城県行政改革推進本部に報告後，県ホームページ等を通じて県民に公表します。



1 一層の選択・集中と最適化の推進 ～事務事業全体の大胆な見直しを中心に～

県政の停滞を招くことのないよう、県民に必要不可欠なサービスの安定的供給と事業の着実な実施に配慮しながら、事務事業全体について大胆な見直しを行うことにより、可能な限り財源と人材を集中させ、早期の復興に向け、復興事業に重点的に取り組んでいきます。

(1) 事務事業の再編・再構築

事務事業全体の見直しに際しては、県民サービスを著しく低下させることのないよう継続事業への配慮を行いながら、新規の事業執行や新たな着手の凍結が可能なもの、一時的な休止など進捗調整が可能なもの、内部管理経費など県民生活への影響が少ないもの等に関し、実施事業の効率化と絞り込み、不急事業の停止、従来事業のスクラップと復興事業のビルドによる事業組み替え、終期設定事業の廃止前倒しなどを随時行うこととします。

また、事務事業の実施に当たっては、PPP（公共サービスの民間開放）の活用などにより、民間でのサービス提供が可能か、民間に委託することにより県事業の組み換えが可能かも併せて検討することとします。

さらに、県有施設についても、県・市町村・民間の適切な役割分担等の観点を踏まえ、民間と役割が競合する施設や震災被害が大きな施設、老朽化で建て替えが見込まれる施設については、廃止や民間譲渡、売却等も視野に入れた望ましいあり方を検討していきます。

(2) 復興にシフトした行政運営に対応した体制づくり

「復興計画」の着実な推進を図るために必要な体制づくりを柔軟に行います。特に、当面は、「復興計画」の緊急重点事項に基づく事業に迅速かつ適切に取り組むことができる体制の整備を行います。そのため、「復興計画」に基づく事業を実施する部門に対して重点的に人材を配置します。

また、震災で甚大な被害を受けた市町村の行政体制や行政機能の早期回復を図るため、職員派遣や事務受託、新たなまちづくりに取り組むための「復興まちづくり計画（案）」の策定、「新市街地整備」などの「復興まちづくり事業」の促進など、被災市町で必要となる業務への支援を行っていきます。

あわせて、法律による権限移譲の進捗の動向も見据え、市町村との協力体制の強化や権限移譲の推進などの取組も着実に進めていくとともに、市町村の相談能力の向上支援についても行っていきます。

2 一層の共創の推進 ～民間の知恵・力の活用と多様な主体との協働・連携～

復興事業へ可能な限り財源と人材を集中させるため、官民連携について積極的に取り組み、サービス提供主体の多様化を促進して、民間の知恵・力の積極的な活用を図っていきます。

(1) 民間活力の積極的な導入

県民サービスを最も効果的かつ効率的に提供するため、県が直営で提供しているサービスについては、公社等外郭団体、民間企業又はNPO法人などの多様な主体の中から、最適なサービス提供主体を選択し、連携していくことが求められています。

そうした中で、公社等外郭団体に委託等をしている事業を含めた全ての事業において、適切な提供主体についての検討を進めるとともに、様々な主体の提案やアイデアを幅広く受け止め、具体的な取組に反映させるため、アウトソーシングに係る提案募集を進めます。

また、復興事業によるインフラ整備に民間の知恵・力・資金の積極的な活用をしていくため、特に、空港や港湾といった利便施設を中心とした、今後取り組むべきインフラ整備に、PFI・PPPの活用検討を復旧期の段階から進めていきます。民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）の改正法が本年6月に公布されたことから、公共施設等運営権（コンセッション方式）や民間事業者による提案制度の導入などへの対応も検討していきます。

さらに、復興事業の実施に当たっては、民間企業との提携や他産業のノウハウの取り込み、異業種からの参入などによるアグリビジネスの振興や、沿岸漁業・養殖業の振興・再開に向けた、民間資本の活用や民間企業との連携などの新たな経営組織の導入など、民間資本・ノウハウを活用した産業の再構築・振興支援を行っていきます。

(2) 協働共創社会実現に向けた多様な主体との連携の推進

復興に向けた活動は、多様な活動主体が互いに手を携え、共に歩んでいくという連携・共助の精神の下に取り組んでいく必要があることから、活動主体の一つとなるNPOの活動基盤整備のための支援やNPO等と行政との協働の取組への後押しなどを行っていきます。

また、民間企業の社会貢献活動との連携を推進するため、社会貢献活動連携・協働マッチング事業として、民間企業と県との連携に係る提案募集を進めます。

地域コミュニティ再構築に向けて、復興支援センターの設置や復興支援員の配置により、地域の伝統文化行事の再開支援によるコミュニティの再生や地域力を醸成する新たなコミュニティづくりなど、地域コミュニティの絆を深め、その再構築を図るための幅広い支援を継続的に行っていきます。

3 早期の復旧に向けた行政活動の推進 ～サービス体制と情報発信力の強化～

復興を進めていくに当たっては、従来の方法に捉われず、新しい制度設計や思い切った手法を積極的に取り入れて、復旧にとどまらない抜本的な「再構築」を行っていきます。また、産学官の連携なども活用しながら、先進的な地域づくりを行っていくため、職員一人ひとりの政策力や現場対応力の向上を図り、連携するために必要な情報提供を行っていきます。

(1) 被災者等に配慮した県民サービスの提供と現場対応力の向上

震災発生後、被災者等からの各種申請、問い合わせ、相談などが通常業務に加えて新たに発生していることから、職員一人ひとりが県を代表した県の窓口であるとの自覚を持ち、各種申請等の対応では、法令・通達等の杓子定規な説明に止まることなく、県民の立場に立ち、わかりやすい言葉で説明する等、被災者等の置かれた状況に十分配慮した県民サービスの提供に努めていきます。

被災者に対する生活・就労相談や心のケア、健康相談等について取り組むとともに、被災した農林水産業者・中小事業者等の事業再開や経営上の課題解決に向けて、関係機関と連携し、相談体制の強化を図っていきます。これら相談窓口の設置に当たっては、適切な情報提供と相談のフォローにも取り組んでいきます。

限られた資源の中で、事業を遂行するためには、職員が今まで以上に能力を発揮していかなければならないことから、各所属で取り組む事務事業を通じて現場対応力の向上を図っていきます。

(2) 政策企画力を活かした政策提言・制度要望

包括的に民間投資の促進や集団移転の円滑化などのための思い切った規制緩和、予算や税制面の優遇措置などが可能となる復興特区制度を活用し、具体的に特区を立案するほか、被災者ニーズを踏まえた、復興に必要となる様々な提案・要望を国へ行っていく必要があります。そのため、所属や役職にとらわれない職員間の前向きな意見交換や政策議論の場を確保して、県庁組織の政策力向上を図り、本県の被災状況に応じた各種の政策提言や制度要望に活かしていきます。

(3) 各種情報の積極的な公開・発信

県民が必要としている震災関連情報等について、各種広報媒体のほか県政記者会への情報提供によるパブリシティ等を活用し、県民等への適時・的確な県政情報の発信・伝達と情報共有を行っていきます。特に、県民の不安解消や風評被害を払拭するための取組などについては、より積極的に情報提供を行っていきます。

また、復興事業に取り組むに当たっては、情報を共有しつつ共通の認識のもとに具体的な復興施策等を行う必要があることから、関係団体との連携の緊密化を図るとともに、その取組について情報発信を行っていきます。

4 財源確保対策 ～着実な復興事業の実施に向けて～

復興事業を着実に進めていくため、国による財源措置や県税収入等の県の独自財源など多様な財源確保を図っていきます。

(1) 財政運営の見直し

震災の影響により予算規模・内容とも従来の枠組みが大きく変わり、また、復興には多額の財源を要することから、国の財政支援措置を最大限活用しながら、限られた自主財源を可能な限り震災対応に配分するため、通常事業の精査や適時適切な予算措置を図るなど、将来的な財政再生団体への転落を回避しつつ、震災対応に重点を置いた財政運営を行っていきます。

(2) 国への働き掛け

復興のためには、復興国債の活用や、震災復興交付金、地方交付税、震災復興基金などの財源確保策が必要不可欠であることから、これらの財源確保について、国に強力にかつ継続的に要望していきます。また、東京電力福島第一原子力発電所事故に端を発した損害の全額補償や、既に県や市町村が対応した経費の全額国庫負担などの実現についても国に要望していきます。

県のみならず、被災市町村においても、行政機能の維持や災害応急、災害復旧事業等に要する経費が多額となっており、税収等の大幅な減少も懸念されることから、市町村の財政状況の把握に努め、助言や支援を行っていくとともに、国に対して財政面での支援を強く要望していきます。

(3) 独自課税の利活用

これまで関連施策の推進と加速化を図るために活用してきた独自課税（「みやぎ発展税」、「みやぎ環境税」、「産業廃棄物税」）の税収については、課税目的に則して利活用を進めていくほか、制度趣旨を損なわない範囲で復興のための経費にも充当し、活用していきます。

(4) 収入未済の未然防止・縮減

復興事業に取り組んでいくため、県財政における自主財源の柱である県税収入確保の重要性が増してきていることから、適正公平な賦課徴収及び税収確保に取り組んでいきます。

また、県税以外の債権についても、滞納未然防止、債権回収の強化、適切な債権整理等、債権管理の適正化に向けた具体的な取組を進めていきます。

(5) 公的資産のあり方の検討と有効活用

橋梁などの道路関連施設や県有建築物等について、施設更新費用の低減と長期にわたって安全に使用できるようにするため、その耐震化計画及び長寿命化計画に基づき、順

次新たな対策及び計画的な保全を行うことで、耐震化・長寿命化を着実に実施していきます。

また、被災状況を勘案しながら、公的資産を広告媒体として活用する広告事業について、創意工夫で歳入確保を図ることができることから、引き続き広告事業の導入を推進していきます。

5 危機管理体制の再構築

今回の震災対応について検証を行い、検証結果に基づき、「地域防災計画」の見直しや、「大規模災害対応対策マニュアル」の整備、業務継続計画（BCP）策定の検討のほか、災害時に備えた実動訓練や図上訓練を通じた職員の対処能力の向上を図るなど、初動体制を含めた、防災体制の再構築に取り組んでいきます。

また、今回の震災被害を受け、災害対策の拠点となる庁舎等の災害時における連絡通信を確保するための衛星通信などの通信手段を組み合わせた災害に強い通信ネットワークを構築するなど、災害時の通信手段の確保を図っていきます。

さらに、上下水道等各種インフラに関しても、今回の震災被害を踏まえ、施設の耐震化や緊急時のバックアップ体制の整備を推進します。